

富良野西中学校 部活動に係る方針

はじめに

1. 部活動の押さえ

- ①生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動である。
- ②学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し行う。

2. 部活動の目的

- スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場である。

3. 部活動実施上の留意点

<生徒>

- けがの防止や心身のリフレッシュへの配慮
- 部活動以外の多様な人々との触れ合いや様々な体験の充実確保への配慮
- 家庭における豊かな人間関係や家庭生活への配慮

<教師>

- 部活動指導が過度な負担にならないような配慮
- ※教師の職務～児童生徒の教育をつかさどり、学校教育の質の向上を目指した教育の専門家としての取組を行う。

4. 本方針策定の趣旨

本校は、学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「富良野市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、本方針を策定した。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動が、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮されるとともに、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質が高められる環境を構築し、持続可能な本校の部活動となるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとして実施していく。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

ア 本校は、今年度、次の部活動を設置する。

- 【運動部】 ①野球部 ②サッカー部 ③ソフトテニス部 ④卓球部
⑤男子バレーボール部 ⑥女子バレーボール部
⑦男子バスケットボール部 ⑧女子バスケットボール部
- 【文化部】 ①吹奏楽部 ②美術部

イ 特設部として、次の競技の中体連大会に参加希望の生徒がいる場合、大会期間中及び大会準備期間中の部活動設置を認める。(大会準備期間とは、大会直前やシーズン中の週末練習時など、特別の期間を指す)

- ①陸上 ②水泳 ③スキー(アルペン競技、クロカン競技)

※上記以外の競技については、別に協議した上で校長が決定する。

(2) 部活動の運営に関する校内組織

- 部活動運営委員会（教頭，生徒指導部担当，部活動顧問から3名）
 - ・部活動の推進並びに顧問会議を開催し部活動運営に関する連絡調整にあたる。

(3) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置する。

【連絡先】

〒076-0038 富良野市桂木町1番1号
TEL 0167-22-2318 FAX 0167-22-3147
E-mail nisj01@furano.ne.jp
担当 富良野西中学校 教頭 大槻哲久

(4) 部活動顧問に係る運営体制整備

ア 部活動計画等の作成

- 部活動顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）[別紙資料様式1，様式2]並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）[別紙資料様式3]を作成し校長に提出する。
- 上記の各部活動の年間の活動計画や，毎月の活動計画及び活動実績等をもとに，教師や生徒の負担が過度とならないよう，持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から，必要に応じて校長は指導・是正を行う。

イ 指導・運営に係る体制の構築

- 持続可能な部活動を実施できるよう適正な部活動数や顧問の配置を検討するなど，学校全体としての指導や適切な運営及び管理に係る体制構築に努める。
 - ・部活動顧問委員会の設置

(5) 生徒のニーズ等を踏まえた環境の整備

ア 部活動の設置や合同チーム等の編成

- 生徒の少子化や多様なニーズ及び顧問数の減少等，既存の部活動の課題の解決を図り，生徒と部活動顧問の負担が過度とならないような部活動体制構築に努める。
 - ・合同チームや部活動拠点校方式等の検討
 - ・部活動指導員の導入検討

イ 地域との連携等

- 合理的でかつ効率的・効果的な活動となる部活動への取組について，保護者や地域に積極的に情報を発信し，理解の促進を図る。
- 生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から，各種スポーツや文化連盟等との協力並びに地域の関係団体との連携などの検討を進める。
 - ・部活動指導員（外部指導者）の大会引率等

ウ 学校単位で参加する大会の見直し

- 生徒の教育上の意義，生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して，学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定める方向で，参加する大会等の精査を3年かけて行う。（令和元年度～3年度）
※中体連専門委員との協議や主催者及び競技団体との連絡調整が必要

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部・文化部活動における適切な指導の実施

ア 運動部・文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部・文化部顧問の指導で特に配慮すること

- 適切な練習量と休養の設定を行う。（トレーニング効果やスポーツ障害・外傷のリスク、心身の負担等を理解した指導）
- 生徒とのコミュニケーションの確保に留意した指導を行う。（生徒個々の体力や能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うための指導）
- 科学的トレーニングや合理的でかつ効率的・効果的なトレーニング（活動）の積極的な導入を進める。（生徒がバーンアウトすることなく、自己の目標を達成できるような指導及び短時間で効果が得られる指導）
- 専門的知見を有する教諭等との連携・協力を図った指導を行う。（生徒の個人差や体と心の状態を把握した正しい知識による指導）
- 気象庁からの警報（高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雷等）のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を行わない。

(2) 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を実施する。
（平日及び土・日の週末でそれぞれ1日の休養日を実施する。）
- 長期休業中もこれに準ずる。
- 週末、祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替えて実施する。
- 大会やコンクールの前で活動する場合（中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日から起算して1か月以内の期間）は、代替の休養日を設定する。
- 定期テスト3日前からと学力テスト前日、職員会議日の部活動は休止する。
（自転車通学不可期間の校内研修日の部活動も休止とする。）
- 学校閉庁日は、部活動休養日とする。
- 上記を基本に1年を52週と考え、年間累計で104日以上以上の休養日を実施する。

【活動時間】

- 平日は、2時間程度、終了時刻は原則18時30分とする。
（冬季の終了時間は原則18時とする）
- 土・日・祝日及び長期休業中は、3時間程度で終了とする。

イ 連休での休養日について

- ゴールデンウィークなどの土日を挟む連休（3連休以上）では、連休総数の4割以上の部活動休養日を設ける。
 - ・具体例 3連休の場合・・・4割＝1.2日のため、1日以上の休養日設定
 - 4連休の場合・・・4割＝1.6日のため、2日以上の休養日設定
- ただし、大会等特別な事情がある場合には、代替の休養日を設定する。

ウ 移動時間の活動への配慮

- 合同練習や試合参加のための移動時間については、生徒の活動時間に含めないこととする。ただし、長時間の移動を伴う活動については、生徒の健康や学習を考慮した回数とする。

エ 平日の朝練習の取り扱い

- 平日に朝練習を実施した場合は、その時間を部活動の活動時間に加え、放課後の時間で調整する。

3 部活動の充実に向けて

(1) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

- 部活動顧問と生徒の信頼関係づくりが活動の前提となる部活動運営の推進
 - ・体罰や生徒の人間性や人格を損ねたり否定するような発言や行為の禁止

(2) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

- 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(3) その他

- 女子の指導（女性特有の健康問題）への配慮の徹底
- 家庭や地域との連携を図る取組（部活動への理解を深める）の充実
- 障がいのある生徒の部活動の充実に向けた取組の推進

おわりに

- 「富良野西中学校 部活動に係る方針」は、富良野市教育委員会や学校の取組状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会の動向も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行うものとする。
- この部活動に係る方針は、令和元年6月28日に策定・施行するものとする。

令和元年10月31日一部改正

令和2年 4月 1日一部改正